

## 岩美町山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金(以下「本補助金」という。)について、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本町における山陰海岸ジオパークを活用した取り組みの推進を図ることを目的に交付する。

### (補助事業)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う者とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ別表の第3欄に掲げる補助対象経費の総額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以下で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とし、同一会計年度につき1事業1回限りとする。

2 別表の第1欄の(1)及び(2)に掲げる事業については、同一の補助事業者による継続事業の場合はこれを補助対象としない。なお、継続事業とは過去に補助事業として実施した事業のうち、別表の第1欄に掲げる事業の区分及び事業内容が同一の事業をいう。

3 別表の第1欄の(2)及び(4)に掲げる事業については、事業の実施に伴い、参加費、協賛費、その他の収益が発生した場合は、補助対象経費から当該収入相当額を控除した額を補助対象経費とする。

### (交付申請の時期等)

第6条 規則第5条の規定による本補助金の交付申請は、着手の30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第10条第1項の町長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

### (着手届の適用外)

第8条 規則第12条の規定にかかわらず着手届を要しない。

(実績報告)

第9条 規則第17条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(財産の処分期限)

第10条 規則第25条の規定により制限される期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条に規定する財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして町長が別に定めるもの

(岩美町山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付審査会)

第11条 本補助金の適正な交付に資するため、岩美町山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、本補助金の交付の申請の内容等について審査する。

3 審査会の組織、運営等は、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度事業から適用する。

## 別表

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
(1) 産業振興 につながる 事業	山陰海岸ジオパーク を活用した取組 みを行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売目的で実施する事業で、ジオパークをPRする土産物や飲食品（以下「商品」という。）の開発及びその商品のPRに要する経費</li> <li>※商品の開発は、「山陰海岸ジオパーク認証商品」の認証を受けるとともに、単年度で完了する事業であり、1商品につき補助は1回限りとする。</li> <li>・その他、産業振興につながると認められる事業に要する経費</li> </ul>	4/5	20万円
(2) ジオツー リズムの 振興につ ながる事 業	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩美町内で実施される体験メニューやガイド解説等を盛り込んだツアーで、将来的に地域資源を活用したジオツーリズムの定着につながると認める事業経費</li> <li>・その他、ジオツーリズムの振興につながると認められる事業に要する経費</li> </ul> <p>※参加料等の収入（本補助金を除く。）が発生した場合は、当該収入相当額を除く。</p>	10/10	50万円
(3) 受入れ態 勢の向上 につながる 事業	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山陰海岸ジオパークのエリア又はジオパークの見どころ（山陰海岸ジオパークジオサイトガイドブック（山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）発行）に掲載されている見どころをいう。以下同じ。）を紹介する看板の製作及び既存看板の刷新等に要する経費（設置に伴う既存看板の撤去費含む。）</li> <li>・ジオパークの見どころが眺望できる展望所又は山陰海岸ジオパークトレイルルート及び散策ルート（協議会公認ルートに限る。以下同じ。）における眺望景観回復に要する草刈り又は樹木の伐採等の経費</li> <li>・ジオパークガイドの育成（養成講座の開催等）に関する経費</li> <li>・自主的に行うジオパークの見どころ又は山陰海岸ジオパークトレイルルート及び散策ルートの定期的な清掃、見回り等保護・保全に係る経費</li> <li>・自主的に行う人材育成や交流活動等の他ジオパークとのネットワーク活動に係る経費</li> <li>・その他受入れ態勢の向上につながると認める事業経費</li> </ul>	同 上	20万円
(4) 普及・啓発	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や講演会の開催等地域におけるジオパーク理念の理解促進やジオパーク活動の実践に</li> </ul>	同 上	20万円

<p>の推進に つながる 事業</p>		<p>つながる事業に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※同一事業への補助は、3年間までとする。</li> <li>・ジオパークを題材としたイベント等の開催及び県内外で開催されるイベント等の参加経費</li> <li>※同一事業への補助は、3年間までとする。</li> <li>・日本海の形成や鳥取砂丘等の大地の成り立ち、地域の歴史・文化を紹介する展示資料の作成（更新、補修を含む。）に係る経費</li> <li>・ジオパークの魅力発信や普及啓発のために作成するパンフレット、チラシ等広報物の新規作成に係る経費（単に資料の増刷等継続経費を除く。）</li> <li>・その他、普及・啓発の推進につながると認める事業経費</li> </ul> <p>※参加料等の収入（本補助金を除く。）が発生した場合は、当該収入相当額を除く。</p>		
-----------------------------	--	---	--	--